

一、裁(新橋千春)即異議なしと認めます。よすより決定いたしました。なち、委員会の審査報告を本会期中に依頼いたします。

紙長(前)燭不_レ尽 三_レ下_レ暫_レ休_レ延_レハ_レシ_レテ_レス。

休憩 平考十時五分

申議 午未時未分

議長高橋千春休職并に引当の議決を附す。未定。

一議長(副議長)日程第八東京都市町村消防団員等災害補償組合規約の改正を修正する規約案に付議案第五十九号を議題に供します。朗読を希望する理事者から提案理由の説明を求めます。

一町長石川南太郎(議案第五十九号を附託明申し上ります。二水戸市野村が市に東村の町が市に多分利が多分利に町村が変つた三により提出した四に中七組が一点にスリー中課長から説明いたさずです。

二、事務課長賞井喜次郎氏に、
たにへ半町長から説明が
あり、来した点とさうは変更の必

福生町議会

要となつた理由として大きくわけまつにわすれ組織する市町村の減少
 数が市にかりおれから村が町になつたといふ点であります。減少したとい
 うことは即ち知の通り曲木村が八王子に八月一日から編入されること、変
 更の理由でござります。又其間処理する事務の変更がござります。二つは
 法令の改正に伴つて新しく其間事務を処理するといふ義務が生じたわけで
 ござります。この二つは消防組織法及び消防団員の公務員等神償、其基金法の
 一部が本年の法律十五号で改正されております。これに伴つて非常勤の消防団
 員が退職した場合に於ける退職報酬金の義務がふえにわけ、さらには非常勤
 の消防団員等にかゝる損害神償の基準を定める法令、又公務員等等の其有
 基金法の執行令が一部改正された。故に業務が消防業務のほか新たに
 ふえにわけ、其間処理する事務の変更に伴つて組合の名称も変つて、さ
 ゐせにござります。東京都消防庁消防団員等其有基金神償組合を次の通り
 改めろといふことになつております。東京都消防庁消防団員等其有基金神償

等組合規約といふことに、等がふえたわけでもございません。これは消防事業に從事したばかりに救急業務に協力した者が入つたこと、消防団員が退職した場合に退職報償金を支給するといふことが入る組合の名前が変つたわけでもないです。規約の改正に伴つて日給の二百を基に基を算はし算する議案になります。団員一人押し年間九百円を払い込まなければならぬ。これによつて非常勤の団員が十五年以上勤務して退職した場合に最低三万円、最勤七万円が退職報償金として支給されるといふもえでもございます。大体的に役員にやうく団長が十五年以上五万円、副団長が四万円、分団長部長、班長が三万円五千元、団員が五千元、団員が五万円の退職報償金が支給されるわけでもございません。更迭は本年の四月一日以降はかつて退職した消防団員にふいふ支給されるといふことでございませうか問題で団長を半年あつて半年あつても五万円、十五年以上の八万円をもうえるかといふところをけなく

退職する方もで二年以上の職にあつたものに三万円、団長を二年あつたのちに副団長を五万円、十五年以上につた場合で副団長の六万円が支給されることになりました。なち規約改正にふいふ加入してはる市町村にたいしは同様規約の変更を不月中の議会にたいし議決し関係書類を保存するにとりなすあります。以上で説明を終ります。

議長(高橋不春)これより質疑を行います。

(異議なしと認めます)

議長(高橋不春)これより質疑を終結いたします。

議長(高橋不春)次からいたします。議案第五十九号、原案通り決するに

即異議ありませんか。

(異議なしと認めます)

議長(高橋不春)即異議なしと認めます。よつて議案第五十九号、原案通り

可決いたしました。

が足りありませんので、これを流用し、仕入に材料に定金する事にせず、
現在財務課にあり、次の補正に引き付け、検算中でございますので、遺憾のな
いようにしたいと思っております。

【署長 大沼秀伍】三番の負担金などの値に若干あるが、又本年度分の減額が若干あり、
額をどの位利用しなすれなければならないのかお聞きしたいと思っております。

【財務課長 森田 勉】西の衛生組合に対する負担金の関係を示します。昭和
三十八年度福生町の負担金が十二万五千五百五十円、その内予算は計上され
たのが十一万四千七百五十円、不足するわけが二万一千八十円、その不足額
を三十九年度の予算計上額に四千八百八十円を支払うとして、その年度の残
高が五万九千七百八十円、そのうち、福生町の負担金が三万六千九百五十
円、そのうち、若干あり、差引きますと、二千四百五十五万三千五百九十三円
が、その年度にあり、追加に若干あり、とすわけをしたいと思います。

本年度の四月から六月までの第一期中の分担金が九百三十五万三千五百九十三円
あります。これを算減から差し引きますと、六百九十六万五千七百九十三円、
となります。

【大沼 神野 藤 課長】

【課長 高橋 正 君】

【大沼 神野 藤 課長】

その年度の、永く福生町の経費が、七百万とあり、先般
の厚生委員会にあり、七百万と定めたいと思っておりますが、その点について
したいにございと思います。

【大沼 課長 高橋 正 君】最終の負担金が、千四百四十万九千五百五十円、ござい
ます。その後の、減入、減出の差が、出、繰越金の減入を、所として、負担金を
減額しようということになり、最終の額が、財務課長から説明した額に、
なります。

【大沼 神野 藤 課長】

【課長 高橋 正 君】

くように用いられりし日も早く財源確保をしい予算措置を願いたいと思ひます。この補正予算はついでに所管の担当委員会に依頼し慎重に御審議を願いたいと思ひます。

一 土番(天久保一郎) 議長

一 議長(高橋千春) 土番

一 土番(天久保一郎) 六番議員から数々の問題が提出されましたが、われわれ議員は理事者から発表される数字は信頼し得るものと思ひます。今後このように数字の発表は、つづきしものをも示していただきたいと思います。本予算はついでに第一小学校並に中学校の防音工事が大綱をなしてあると思ひますので、これらの内容について関係委員会でも御審議を願いたいと思ひます。

一 土番(中田茂蔵) 議長

一 議長(高橋千春) 九番

一 九番(中田茂蔵) 九番議員の問題について、当初より苦勞が多く非常に大きな予算を要するものでございします。一日も早く九番の支払い方法を構じていただくと、審議が容易な仕事である場合に困る現在の状況にたいし、今日までとついでに措置をございします。これがなければ、いり事はなつかといふことも考えなければならぬ。説明を聞くとも、財源の見通しは、何れも組めない。われわれも財源のないことを十分承知してありますが、何れも財源をいふこの問題に対しては、十分努力してあるわけでも、なにかの点から十分明確な九番の支払い方法に全力をつくして、さすいしたにたいし、二点を要望いたします。

一 土番(高橋千春) 議長

一 議長(高橋千春) 土番

一 土番(高橋千春) 九番議員の問題は、本年度に、福生地区に小学校を、田中地区に小学校を建設するといふことを、十分承知して、今後、

中第二小学校と中学、分校といふことになす。功よりでござへす。が第三
第四小学校といふ項工事にかかる計画が、即意見を功案せしむといひ
ます。

土番大久保一郎藏

藏長壽經不為七番

一土番大久保一郎「今の国貨会社が男長の施政に關する實効が之を思ひます。が現在市算を審議して功をわけた。この仲を切り付ならぬ。そのいたゞきたいと思ひます。

我長(高橋)不_レ禪五不_レ算はフイ實疑願ハナス。

署天昭五位議長

義長高橋千景四番

一番大増子伍 町税にあつて三百四十八万千円の補正に於てありとの額では
んと職員へのスアプにもものと思へますが斯様確保あるは今後の

財源の伸込にスゝイ恩顧しを功勤としたと思へます。

株務課長上野直勝(当初に於て是レ約四百%を見込み六百円を以て普通
 徴収分として約一千六百円合計二千五百円を見込みおしめたが特別徴収に於
 て是レ亦六百%といふ大きな伸びを来し、この金額が約一千万あり、当初
 より四百万円以上の伸びが見込まれ、これを計上いたしました。普通徴収
 分には是レ亦は、はつきりした二千円出たりません、過去十年間の統計を
 とりますと平均六%の増収の伸びがあり、本年度中住光公社の増収等
 は彼等から五%の伸びが予想されます。三十九年度の予算は、あつた
 して中絶、千円近くになるのを、せうから、さうさう、最終の三月になり
 ますと、確定いたしました。責任ある解答にすぎません、が、見通して、こ
 ちらの位になつております。

鐵長馬橋下有二水三竹葉毛路路八三米。

一、鐵長高燭千支、
 二、鐵心小紅千支、
 三、鐵架第六十支、
 四、鐵人全股、
 五、鐵金黃、
 六、鐵粉

實、教育費にスルハ、統制委員会に又、農林水産費、土木費、建設費、
員に、民生費、衛生費、厚生費、委員会に付託し、詳細な審議を願うことに所
望ありませんか。

(異議なしと認むるあり)

議長(高橋不吾) 即異議なしと認めます。よろしく決定いたしました。
その委員会の審査報告は、本会期中には願ういたします。

議長(高橋不吾) 日程第十昭和三十九年度、衛生財政と畜場特別会計補正予算
案第一号にスル議案第六十号を議題に供します。朗読を希望し、理事者
から提案理由の説明を求めます。

町長(石川善太郎) 議案第六十号を説明いたします。この主なものは、今年度
一頭五十五円を業者に還付いたします。ありましたが、これを改めまして、そのほか
の事情場等を造るには予算は組んだわけですが、ございまして、裁入
けんのものです。裁入と補正を行おうとするものでございまして、細部は

スルは、担当課長から説明いたします。

産業課長(岡田海) 説明

議長(高橋不吾) これは、質疑を行います。

(異議なしと認むるあり)

議長(高橋不吾) これは、質疑を終了いたします。

議長(高橋不吾) 町長からいたします。議案第六十号は、建設委員会に付託
し、詳細な審議を願うことに所望ありませんか。

(異議なしと認むるあり)

議長(高橋不吾) 即異議なしと認めます。よろしく決定いたしました。
その委員会の審査報告は、本会期中には願ういたします。

議長(高橋不吾) 日程第十一、福生町職員の懲戒の審議及び初めに附する条例の
一部を改正する条例案にスル。議案第六十号を議題に供します。
事務局より議案の朗読をいたします。

議事録(野崎 薫)朗読

議長(高橋千春) 理事者から提案理由の説明を求めます。

町長(石川芳太郎) 議案第六十五号について説明申し上げます。昭和五十六年は新築地
が当といふのがでございましてこの条がそのおそれにより一たび現状にあり
ようには整理すべきに改正しようとするものであります。

議長(高橋千春) これより質疑を行います。

(異議なしと存じます)

議長(高橋千春) 次に質疑を終わります。

議長(高橋千春) 町長からいたします。議案第六十五号中東栗通へ決するに即異

議ありませんが。

(異議なしと存じます)

議長(高橋千春) 即異議なしと認めます。よって議案第六十五号中東栗通へ決
いたします。

議長(高橋千春) 日程第七上福生町中津川福生武蔵野台三地区区画整理事業施行規

程を定める条例案にス、議案第六十五号を議題に供します。朗読
を省略し理事者から提案理由の説明を求めます。

町長(石川芳太郎) 議案第六十五号を説明申し上げます。武蔵野台三地区区

画整理事業が近日中に認可になりますので加美平と同じく条例を作りたい
にございまして町長から執行いたします。区画整理事業の規定や町長の
条例で定めることにア、本件を提出した次第でございます。

町長(石川芳太郎) 町長から説明いたします。

議長(高橋千春) これより質疑を行います。

(異議なしと存じます)

議長(高橋千春) 次に質疑を終わります。

議長(高橋千春) 町長からいたします。議案第六十五号中建設委員会に付託し研

細分審議を願うことにはいたしなすと思ひますが二例に即異議ありませんか。

(異議なしとすぶるあり)

議長(高橋千春)即異議なしと認めます。よろしく決定いたしました。なめ本

員会の審査報告は本会期中にお願いいたします。

議長(高橋千春)三ノ下町休題し午後一時より開きます。

休題 午後十二時三十分

討論 午後一時一分

議長(高橋千春)休題中に引く続々会議を開きます。

議長(高橋千春)日程第十番生野宮町球場使用条例の一部を改正する条例

案にスル議案第六十四号を議題に供します。事務局をして議案の朗読

をいたします。

議長(高橋千春)朗読 蕙 朗読

議長(高橋千春)理事から提案理由の説明を求めます。

高橋

議長(石川第大郎)議案第六十四号を朗読申し上げます。二の条附則昭和二十四年に

制定されたもので現行に即応するよう改正しようとするもので二つあります。

一、三月五日を五月に又二町内から二百町を五月内に引く上よりとするも

の二あり。

議長(高橋千春)三ノ下町異議を行使します。

大審(天野行夫)議長

議長(高橋千春)大審

大審(天野行夫)野球場の使用料は年間どの位あるか。

住氏議長(古谷徳男)十八年度で大体四万四千三百円あり本年度の当初予

算は計三万六千円を計上しております。

議長(高橋千春)三ノ下町異議を終結いたします。

議長(高橋千春)おかりいたします。議案第六十四号は総務委員会に付託し

詳細な審議を願うことにはいたしなすと思ひますが二例に即異議ありませんか。